

法曹養成プログラム及び大学院進学プログラムについて

法曹養成プログラム

これからの社会をリードする「揺るぎのない基礎力」を備えた創造性ある法曹を、学部段階から養成するため、法律基本科目に重点を絞り込んだカリキュラムを履修する「法曹養成プログラム」（以下、本項において「本プログラム」という）を法専門職コースの中に設け、法科大学院教育へと架橋するとともに、所定の要件を満たした希望者には、早期卒業制度を活用し、北大法科大学院との連携により、5年一貫教育を実施する。

1) 履修すべき授業科目

本プログラムを修了するためには、次の全ての授業科目を履修し単位を修得しなければならない（合計58単位）。

- ◇ 全学教育科目の法学入門Ⅰ（民事法Ⅰ）（2単位）、法学入門Ⅱ（民事法Ⅱ）（2単位）
- ◇ 法専門職コースの選択必修科目Aの3科目
憲法Ⅰ（4単位）、民法Ⅰ（4単位）、刑法Ⅰ（4単位）
- ◇ 法専門職コースの選択必修科目Bの10科目
憲法Ⅱ（2単位）、行政法Ⅰ（4単位）、行政法Ⅱ（4単位）、民法Ⅱ（4単位）、民法Ⅲ（4単位）、刑法Ⅱ（4単位）、商法Ⅰ（4単位）、商法Ⅱ（4単位）、民事訴訟法Ⅰ（4単位）、刑事訴訟法（4単位）
- ◇ 法専門職コースの選択必修科目Cの民法Ⅳ（4単位）

2) 登録手続きと修了要件

I. 登録手続きについて

- ① 法専門職コースを選択する者のうち本プログラムによる学修を希望する者は、2年次2学期開始前（履修コース選択と同時期）に本プログラムの登録をしなければならない。ただし、この登録は3年次1学期開始前にも行うことができる（この場合、2年次終了時において卒業要件とされる全学教育科目及び専門科目132単位のうち、82単位以上をすでに修得している者に限る）。
- ② 本プログラムの登録にあたり、登録希望者は所定の期限までに履修計画を提出しなければならない。提出された履修計画に基づき、演習担当教員または教務委員会が指導を行う。
- ③ 本プログラムの登録をした者は、毎学年の2学期当初に、申し出により登録を取り消すことができる。

II. 修了要件

- ① 本プログラムにおいて定められた授業科目の単位を修得し、かつ、卒業に必要な単位を修得していること。
- ② 専門科目の通算GPAが3.0以上であること。

◇本プログラムの修了は、卒業する時に認められる。

◇4年を超えて在学する者は、本プログラムの修了は認められない。

◇本プログラム修了者には、本プログラムの修了証書を授与する。

◇本プログラム修了見込みの者には、北大法科大学院の特別選抜の受験資格が与えられる。

3) 早期卒業について

I. 登録手続き

- ① 本プログラムの登録者で、早期卒業（3年次終了時における卒業）を希望する者は、3年次2学期開始前に卒業後の進路の予定及び早期卒業を希望する理由を記した早期卒業希望届を提出しなければならない。
- ② 早期卒業希望届を提出するには、卒業要件とされる全学教育科目及び学部専門科目132単

位のうち、107単位以上をすでに修得していることを要件とする。

- ③ 早期卒業希望届には、大学院への入学許可を示す書類の写しを添付しなければならない。ただし、その添付が早期卒業希望届の提出期日に間に合わない場合は卒業判定時まで提出することとする。

なお、海外の大学に進学する等、特段の事情がある場合には、個別に審査をする。

II. 卒業判定について

早期卒業希望届を提出した者のうち、次の要件を満たす者には、早期卒業が認められる。

- ① 所定の卒業要件を満たしていること。
- ② 本プログラムの修了要件を満たしていること。
- ③ 卒業要件とされる単位（全学教育科目及び学部専門科目）の通算GPAが3.3以上であること。

※編入学生・転部学生、休学をした学生及び留年をした学生は早期卒業の対象とならない。

4) 法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）との連結

I. 法科大学院入試について

本プログラム修了見込みの者には、一般選抜のほか、次の2つの特別選抜（2年課程）の受験資格が与えられる。

- ① 北大法科大学院の5年一貫型教育選抜
- ② 北大法科大学院及び他の法科大学院（ただし、開放型特別選抜を実施する法科大学院に限る）の開放型特別選抜

II. 法科大学院科目の科目等履修について

本プログラムに登録した3年次生及び4年次生には、北大法科大学院が開講する下記の授業科目の科目等履修が認められる。これにより学修した科目については、北大法科大学院に入学した後に、10単位を上限として、北大法科大学院の授業科目を履修し修得したものとして認められる（法科大学院の開講科目であるので、法学部における修得単位には算入されない）。

科目等履修が認められる北大法科大学院の授業科目（単位数）

（先端・発展プログラム）

現代倒産・執行法 A（2単位）

現代倒産・執行法 B（2単位）

租税法 A（2単位）

租税法 B（2単位）

経済法 A（2単位）

経済法 B（2単位）

知的財産法 A（2単位）

知的財産法 B（2単位）

労働法 A（2単位）

労働法 B（2単位）

環境法（2単位）

国際法 A（2単位）

国際法 B（2単位）

国際私法（4単位）

（学際プログラム）

現代法哲学（2単位）

現代法社会論（2単位）

現代法理論（2単位）

日本法史（2単位）

西洋法史（2単位）

ローマ法（2単位） 英米法（2単位） ヨーロッパ法（2単位） 政策分析（2単位）

5) 研究大学院（大学院法学研究科法学政治学専攻）及び公共政策大学院（大学院公共政策学教育部公共政策学専攻）との連結

本プログラム登録者及び本プログラム修了者並びに修了見込み者には、研究大学院及び公共政策大学院における科目等履修につき、大学院進学プログラム登録者及び同プログラム修了者並びに修了見込み者と同一の取扱いがされる。

大学院進学プログラム

多様な分野において、トップ・リーダーとなるべき人材を、学部段階から育成するため、総合法政コースの中に、法学・政治学を体系的かつ複眼的に履修する「大学院進学プログラム」（以下、本項において「本プログラム」という）を設け、大学院教育へと架橋するとともに、所定の要件を満たした希望者には、早期卒業制度を活用し、研究大学院（大学院法学研究科法学政治学専攻）及び公共政策大学院（大学院公共政策学教育部公共政策学専攻）との5年一貫教育を実施する。

1) 履修すべき専門科目

本プログラムを修了するためには、総合法政コースの選択必修科目Aの3科目（憲法I（4単位）、民法I（4単位）、刑法I（4単位））を全て履修し単位を修得したうえで、総合法政コースの選択必修科目B、選択必修科目C、選択必修科目D、選択必修科目Eのそれぞれにおいて、12単位以上を修得しなければいけない。
--

2) 登録手続きと修了要件

I. 登録手続きについて

- ① 総合法政コースを選択する者のうち本プログラムによる学修を希望する者は、2年次2学期開始前（履修コース選択と同時期）に本プログラムの登録をしなければならない。ただし、この登録は3年次1学期開始前にも行うことができる（この場合、2年次終了時において卒業要件とされる全学教育科目及び専門科目132単位のうち、82単位以上をすでに修得している者に限る）。
- ② 本プログラムの登録にあたり、登録希望者は所定の期限までに履修計画を提出しなければならない。提出された履修計画に基づき、演習担当教員または教務委員会が指導を行う。
- ③ 本プログラムの登録をした者は、毎学年の2学期当初に、申し出により登録を取り消すことができる。

II. 修了要件

- ① 本プログラムにおいて定められた授業科目の単位を修得し、かつ、卒業に必要な単位を修得していること。
- ② 専門科目の通算GPAが3.0以上であること。

◇本プログラムの修了は、卒業する時に認められる。

◇4年を超えて在学する者は、本プログラムの修了は認められない。

◇本プログラム修了者には、本プログラムの修了証書を授与する。

3) 早期卒業について

I. 登録手続き

- ① 本プログラムの登録者で、早期卒業（3年次終了時における卒業）を希望する者は、3年次

2 学期開始前に卒業後の進路の予定及び早期卒業を希望する理由を記した早期卒業希望届を提出しなければならない。

- ② 早期卒業希望届を提出するには、卒業要件とされる全学教育科目及び学部専門科目 132 単位のうち、107 単位以上をすでに修得していることを要件とする。
- ③ 早期卒業希望届には、大学院への入学許可を示す書類の写しを添付しなければならない。ただし、その添付が早期卒業希望届の提出期日に間に合わない場合は卒業判定時まで提出することとする。

なお、海外の大学に進学する等、特段の事情がある場合には個別に審査をする。

Ⅱ. 卒業判定について

早期卒業希望届を提出した者のうち、次の要件を満たす者には、早期卒業が認められる。

- ① 所定の卒業要件を満たしていること。
- ② 本プログラムの修了要件を満たしていること。
- ③ 卒業要件とされる単位（全学教育科目及び学部専門科目）の通算 GPA が 3.3 以上であること。

※編入学生・転部学生、休学をした学生及び留年をした学生は早期卒業の対象とならない。

4) 研究大学院（大学院法学研究科法学政治学専攻）授業科目の科目等履修

本プログラムに登録した3年次生及び4年次生には、研究大学院が開講する科目について科目等履修が認められる。これにより学修した科目については、研究大学院に入学した後に、10 単位を上限として、大学院の授業科目を履修し修得したものとして認められる（大学院の開講科目であるので、法学部における修得単位には算入されない）。

なお、科目等履修の対象となる科目等の詳細については、別途指示する。

※変更等がある場合は、法学部掲示板への掲示により周知をするので、注意すること。